

埼玉県立嵐山史跡の博物館 会計年度任用職員(主に受付業務) 募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

- (1)接客業務(入館者の受付・案内など)
- (2)経理業務(売上金・釣銭等の管理など)
- (3)博物館職員の補助業務(簡単な統計資料・販売グッズ等の作成、館内外の環境整備など)

2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)、また、平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 採用予定者数

2～4人程度

4 勤務条件

- (1)任用期間
令和7年1月4日(土)から令和7年3月31日(月)まで
- (2)勤務日数
週2回程度で勤務が割り振られた日(土休日の勤務あり)
- (3)勤務時間
午前勤務:8時50分～12時45分(3時間55分・途中休憩なし)
午後勤務:12時40分～16時35分(3時間55分・途中休憩なし)
一日勤務:8時50分～16時35分(7時間00分・休憩12時20分～13時05分)
※7・8月は勤務時間に変更になります。
- (4)休暇

年次有給休暇は勤務日数等に応じて付与します。その他は県の規定によります。

(5)報酬

3時間55分勤務 日額 5,360円

7時間00分勤務 日額 9,570円

※いずれも募集日時点の実績額

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

期末手当の制度がありますが、今回の雇用期間内では対象になりません。

(7)交通費

報酬とは別に支給します(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

労災保険

(9)勤務地

埼玉県立嵐山史跡の博物館(埼玉県比企郡嵐山町菅谷757)

(10)その他

地方公務員法の以下の規程について、遵守する義務が課せられます。違反した場合は懲戒、分限、失職等の対象となる可能性があります。

サービスの根本基準、サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為等の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限(フルタイムに限る。また、短時間勤務の場合も届出は必要。)

※勤務条件については、採用までに関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。

5 応募について

(1) 応募する方は、令和6年11月15日(金)【必着】までに、本募集要項に添付している履歴書に必要事項を記入の上、写真を貼り、本要項の末尾に記載する提出先へ提出してください。

(2) 提出は、郵送又は持参に限ります。

(3) 封筒の表面には「職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4) 郵送による提出の場合、簡易書留等によらない場合の不達等の事故については、当館は責任を負いません

(5) 持参する場合の受付時間は、平日8時30分から正午、13時から17時15分までです。

6 選考方法等について

(1)審査

応募書類及び面接による選考を行います。

面接は、嵐山史跡の博物館内で、11月26日(火)～28日(木)に実施する予定です。時間及び場所については、11月18日(月)以降、応募者全員に電話で連絡します。

応募書類に不備がある場合には、面接等の御案内ができない場合があります。また、応募書類の返却はいたしません。

(2)選考結果の通知

11月29日(金)以降、応募者全員に文書で通知します。電話やメール等でのお問い合わせにはお答えできません。

7 応募書類の提出先・問合せ先

所在地:〒355-0021 嵐山町菅谷757

担 当:埼玉県立嵐山史跡の博物館 総務担当

電 話:0493-62-5896